

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 5 月 11 日 提出

案 件 担 当 等 部 課	市長室
案 件 名 称	三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する 条例の基本方針について
部 門 経 営 管 理 会 議 審 議 した 日	—
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	
<p>三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>本市では、平成 17 年 9 月 27 日から三浦市企業等立地促進条例を施行し、「三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地」及び「旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地」の 2 地域を支援対象として定め、「固定資産税及び都市計画税を立地後 5 年間課税免除」とする税制優遇と、「市内在住者を正社員として新規雇用した事業者に対する雇用者一人につき 14 万円の奨励金支給」とする雇用奨励金により、企業誘致に取り組んでいる。</p> <p>現在、三崎高等学校跡地では、その利活用に向けた取組として、三浦市市民交流拠点整備事業として事業者募集に取り組んでいるところであり、官民連携の活用による様々な人々の交流活性化につながる、市の中心部にふさわしい市民交流拠点の形成を目指している。</p> <p>また、三崎地区では「三崎漁港グランドデザイン」に基づき、三崎漁港の魅力を高め関係人口を増加させるため、官民連携による地域の活性化を目指している。</p>	

案件担当部課等の見解

三浦市市民交流拠点整備事業では、事業者募集の結果、令和5年3月13日の期限までに複数の事業者から参加表明書の提出を受け付けた。今後、参加表明した事業者の中からプロポーザル審査などを経て、事業者を決定していく。今回の事業者募集は2回目であり、民間施設誘致の困難さが2回目より事業者募集と違った原因のひとつである。そこで税制優遇策により民間施設の確実な立地につなげるため、三浦市市民交流拠点整備事業用地を指定地域に追加し、立地支援策を講じる必要があると考える。

また、三崎地区では、「三崎漁港グランドデザイン」に基づき三崎地区全体の総合的な振興が図られるよう努める中、廃業したサンプォート三崎の跡地利活用や、老朽化したうらりのリニューアル、水産機能集積に伴い生じる空き地の有効活用等の検討が必要となっている。こうした新たなプロジェクトの取組を三崎漁港グランドデザインに位置づけ具現化していくためには、公民連携が不可欠であり、その実現には事業化に向けたインセンティブが必要であることから、三崎漁港（本港地区及び新港地区）を指定地域に追加し、立地支援策を講じる必要があると考える。

以上のことから、別紙基本方針のとおり三浦市企業等立地促進条例の一部を改正したい。

審議決定後は、令和5年第2回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

- 大綱 2 もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む
- 目標 2 企業・起業家へのもてなし環境づくり
- 施策 1 企業が立地・定着・発展するまちづくり

備考

説明員 小林市長室統括課長、鈴木市長室主査